

○：現状の取組状況 ●：今後の課題

現状の取組状況及び課題	概ね5年間で実施する取組	目標時期	取組機関
住民が自ら避難行動を起こすための水防災意識の醸成（教育・訓練）と水災害体験共有の取組			
1) 水防災啓発等に関する取組			
①防災に関する啓発活動			
○ 先人より受け継がれてきた水害の記憶を風化させないよう、市町で開催するイベント等に合わせ、過去の水害パネル展等を開催している。また、NPO等の住民団体と連携して防災情報を共有し、わかりやすく、使いやすい情報となるよう工夫している。			
○ 住民に提供する河川情報が的確に伝わっているかどうかを点検し、河川情報モニターと連携して改善を行っている。また、地域が保有する情報を共有しながら地域防災力の向上に取り組んでいる。			
○ 自治会や自主防災組織等への出前講座や防災研修を進めるほか、安全な避難行動を行うため、マイハザードマップの作成や避難訓練を実施している。			
○ 防災行政無線・防災ラジオの整備、防災メールへの登録推進、ラジオや市報等での防災啓発に努めている。			
○ 過去の浸水表示や避難所誘導看板等を設置し、危機意識の醸成及び避難場所等の認知度の向上を図っている。			
● 近年、昭和28年6月西日本水害のような堤防決壊による大水害は発生しておらず、河川整備も一定程度進んだ結果、災害を意識する機会が減少し、施設があるから大丈夫と安全性への過信が生まれ、住民の防災意識が希薄になっている。	・ 先人より受け継がれてきた当時の水害記憶や治水の歴史的建造物の役割を後世への保全・伝承する取組として、市町と連携して、講習会やパネル展等を実施	引き続き実施	市町、県 九地整
● 藩政時代の治水の歴史的建造物が今も遺っているが、世代が代わり先人より受け継がれてきた当時の水害記憶やその役割の認識が薄れている。			
● 川の防災情報や雨量レーダーなど防災情報の提供に関する取組を行っているが、十分な普及が進んでいない。	・ ホームページや広報誌等を活用したわかりやすい防災情報の提供や関係機関と連携した出前講座やワークショップなど普及啓発活動の実施 ・ 福岡管区気象台・佐賀地方気象台ホームページに防災情報の利活用促進のためのコンテンツを掲載	引き続き実施 引き続き実施	市町、県 水資源機構 気象台 九地整 気象台
● 高齢化などにより、大規模災害発生時に実践的な自主防災活動ができる体制が十分にできておらず、地域の防災リーダーとなる人材が不足している。	・ 住民目線のソフト対策として、各地区で防災勉強会や出前講座等の開催、マイハザードマップ作成や地域防災マップを活用した防災訓練等の取組を支援 ・ 自主防災組織の設立や地域防災リーダーの育成を支援	引き続き実施	市町、県 九地整
● 地域で過去に発生した水害の情報や、自分の住んでいる地域の水害リスクを知る機会が少なくなっている。	・ 洪水ハザードマップの作成にあわせて、想定浸水深や避難場所の位置などをまちなかに設置するまるとまちごとハザードマップを推進	引き続き実施	市町 九地整
②水防災教育の普及・拡充			
○ 教育機関と連携した防災教育の一環として、洪水氾濫による被害、防災対策、命を守るために必要な行動などのカリキュラムを作成。また、学習指導計画書や教師用解説書、板書計画書を作成し、先生の授業や事前勉強など学校教育の支援を実施している。			
○ 気象台では、防災に関する授業などに役立つコンテンツをまとめた防災教育支援ポータルサイトを開設している。			
○ 筑後川防災施設「くるめウス」では、昭和28年6月西日本水害の記録を伝え、災害から身を守る治水の大切さや防災、減災、河川環境、河川愛護の意識啓発のため、学習会や資料展示等を実施している。			
● 教育機関等と連携した水防災教育の普及が全域には至っていない。	・ 学校等教育機関と連携した防災教育の取組として、総合学習を活用した出前講座や単元授業を活用した防災教育の普及	引き続き実施	市町、県 水資源機構 気象台 九地整
● 水害経験の無い世代への水災害体験の共有・伝承が全域には至っていない。			

○：現状の取組状況 ●：今後の課題

現状の取組状況及び課題	概ね5年間で実施する取組	目標時期	取組機関
	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領等を踏まえ、学習指導計画書、教師用解説書、板書計画書等の見直しを行い、水防災学習を支援 筑後川防災施設「くるめウス」等を活用し、昭和28年6月西日本水害の伝承や防災スクールなど、水防災教育及び学習会等の実施 河川協力団体や住民団体等と連携した防災意識の啓発及び防災知識の普及 地域における幅広い年齢層を対象とした水防災学習等の実施 	H28年度より 順次実施	九地整
流域の特徴を踏まえた広域的な避難行動計画策定の取組			
1) 情報の受発信に関する取組			
①洪水時における河川管理者等から自治体等への情報提供			
○ 筑後川河川事務所では、柳川市や大川市庁舎等を光ファイバー等で接続し、河川水位や河川ライブ映像等を提供している。			
○ 避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を、福岡管区気象台と筑後川河川事務所が共同で実施している。また、県管理区間では、水位周知河川に指定された区間について、県が氾濫危険水位到達情報を伝達している。			
○ 洪水又は高潮によって災害が発生するおそれがある場合、水防警報を発令し、県に通知している。水防警報の通知を受けた県は、関係水防管理者である市町長等に通知を行っている。			
○ 河川管理者及び水資源機構が管理するダムにおいて、ダム諸量情報や水位低減効果等をリアルタイムに公表している。			
● 河川の増水状況や、住宅地の浸水状況等、自治体の防災対策や住民の避難行動の判断材料となる河川情報やライブ映像等の提供が十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> きめ細やかな防災情報提供のために、簡易水位計や水位標、河川カメラ、浸水センサー等の設置を検討・整備 	H28年度より 順次実施	市町、県 九地整
②洪水時における自治体や河川管理者等から住民への情報提供			
○ 市町では、避難勧告・避難指示等の防災情報を住民に周知するため、防災行政無線や防災ラジオ、サイレン、広報車や消防車による情報伝達を実施している。			
○ 市町や県では、災害情報や緊急速報等を住民へ迅速かつ確実に伝達するため、メール配信サービスを提供している。			
○ 光ファイバー網の整備や河川監視カメラの設置を行い、現地状況や河川の水位、雨量情報などをホームページやインターネット、NHK総合の地上データ放送等で情報提供を行っている。			
● 河川水位等の防災情報や避難勧告等の避難情報の入手方法や内容が、住民にわかりやすいものになっていないことが懸念される。	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線などの整備促進等を通して、住民に確実に伝わる情報伝達システムの構築、緊急速報の配信、防災メールの登録推進、ホームページの相互リンク テレビやラジオ、インターネット等のマスメディアと連携したわかりやすい水防災情報の発信 	引き続き実施	市町、県 水資源機構 気象台 九地整
● スマートフォン等を活用したリアルタイム情報の提供や、危険な地域を把握するためのメッシュ情報の提供、プッシュ型情報等の普及活動を実施	<ul style="list-style-type: none"> 行政、自主防災組織及び水防団等が連携した避難体制づくり 	引き続き実施	気象台 九地整
● 住民自らが災害時の適切な避難行動について考え、確認する機会が少ないため、情報入手しても避難行動に結びつかないことが懸念される。		引き続き実施	市町
● 一部の放送局と映像提供に関する枠組みが整備されていない。	<ul style="list-style-type: none"> 報道機関へのライブ映像提供の拡充を実施 	引き続き実施	九地整
③平常時からの災害リスク情報の提供等			
○ 国管理区間では、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域等を作成し、筑後川河川事務所のホームページ等で公表している。			

○：現状の取組状況 ●：今後の課題

現状の取組状況及び課題	概ね5年間で実施する取組	目標時期	取組機関
○ 県管理区間では、施設計画規模の降雨による洪水浸水想定区域図を作成し、県のホームページ等で公表している。			
○ 市町では、施設計画規模の降雨による洪水ハザードマップを公表し、各世帯に配布している。併せて、防災啓発パンフレット等を配布し、安全な避難行動などの防災対策の普及に取り組んでいる。			
○ 水害リスクの高い区間等の共同点検（河川合同巡視）を、住民及び関係機関で実施し、水害リスク情報の共有、水防体制の維持・強化を図っている。			
● 国管理区間の洪水浸水想定区域等の公表にあわせ、家屋倒壊等氾濫想定区域等を公表したが、自治体職員への説明が十分ではなく、また、これらの災害リスクが住民まで十分周知されていない。	・ 国管理区間において、想定し得る最大規模の降雨による氾濫シミュレーションの作成・公表	H28年度より 順次実施	九地整
● 想定し得る最大規模の降雨を反映した県管理区間の洪水浸水想定区域等、市町のハザードマップ作成は、今後の作業となる。	・ 県管理区間において、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域等を作成・公表	H28年度より 順次実施	県
	・ 市町において、河川管理者で作成された洪水浸水想定区域等を基に洪水ハザードマップを作成・公表	H28年度より 順次実施	市町、県 九地整
	・ 洪水ハザードマップの作成にあわせて、防災啓発パンフレットの作成及び配布		
	・ 洪水ハザードマップの作成にあわせて、浸水区域内の避難場所や避難経路等について見直しを行い、地域防災計画に反映		
	・ 洪水ハザードマップの作成にあわせて、想定浸水深や避難場所の位置などをまちなかに設置するまるとまちごとハザードマップを推進		
● 病院などの要配慮者利用施設や企業等への防災情報や水害リスクに関する情報提供が不足しており、災害時に避難行動の遅れや地域の社会経済活動に影響を与えるおそれがある。	・ 病院等の要配慮者利用施設や企業等へ防災情報や水害リスクに関する情報提供を行い、要配慮者利用施設の避難確保計画や企業等のBCP（事業継続計画）策定、浸水防止対策等の検討を支援	H28年度より 順次実施	市町、県 九地整
● 洪水に対しリスクが高い区間において、住民を含む共同点検（合同巡視）が一部の区間しか実施されておらず、十分な水害リスク情報の周知が行われていない。	・ 水害リスクの高い区間等について、住民、自治会、河川情報モニター、関係機関等で共同点検を実施	引き続き実施	市町、県 九地整
④避難勧告等の的確な発令			
○ 市町は、避難勧告等の発令者、発令者の要件、発令基準等を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発令している。			
○ 災害発生のおそれがある場合は、筑後川河川事務所長から関係首長に対してホットライン（河川水位等の情報提供）を実施している。併せて、防災担当者に洪水に対しリスクが高い区間の降雨や水位情報などを提供するホットラインサポートを実施している。			
○ 自治体での各種判断に必要な最新の気象情報等について、気象台管理職から自治体管理職に対してホットライン（情報提供）を実施している。			
○ 筑後川沿川全ての市町と避難勧告等の発令に着目したタイムラインを作成している。			
● ゲリラ豪雨や夜間の急激な水位上昇に対し、避難勧告・指示等の発令のタイミングや判断に苦慮している。	・ ホットラインによるサポートを更に充実させるとともに、「新たなステージに対応した防災情報の改善」として、早めの防災対応を支援するため、警報等について危険度を色分けして時系列で表示するなど、前日から「警報級の可能性」を提供する等の改善を図る	引き続き実施	市町 気象台
	・ 迅速かつ的確な防災体制が図れるよう、ホットライン及びホットラインサポートの内容を更に充実	引き続き実施	市町 九地整

○：現状の取組状況 ●：今後の課題

現状の取組状況及び課題	概ね5年間で実施する取組	目標時期	取組機関
● 家屋倒壊等氾濫想定区域等を踏まえた避難勧告等の発令基準の見直しが進んでいない。	・ 家屋倒壊等氾濫想定区域等を踏まえた避難勧告等の発令基準の検討、地域防災計画への反映	H28年度より 順次実施	市町、県 九地整
● タイムラインについては、実水害や訓練を踏まえた検証、改善が十分ではない。	・ 避難勧告等の発令に着目したタイムラインについて、防災対応に基づいた見直しや、改善に向けた首長等も参加した実践的な訓練の実施	H28年度より 順次実施	市町、県 気象台 九地整
● 行政、公益事業者等の関係機関が連携し、大規模災害を想定した広域避難、救助・救急、緊急輸送等に関する計画及びこれを実現するためのタイムラインの検討が十分ではない。	・ 想定し得る最大規模の降雨による被害想定を踏まえ、市町、県、公益事業者、国等の関係機関が連携し、市町の境を越えた広域避難、救助・救急、緊急輸送等に関する計画及びこれを実現するためのタイムラインを検討し、地域防災計画に反映	H29年度より 順次実施	市町、県 気象台 九地整
⑤避難場所・避難経路			
○ 市町では、施設計画規模の降雨による洪水ハザードマップに避難場所等を記載し、各世帯に配布している。併せて、防災啓発パンフレット等を配布し、安全な避難行動などの防災対策について普及に取り組んでいる。			
○ 自治会や自主防災組織等への出前講座や防災研修を進めるほか、安全な避難行動を行うため、マイハザードマップの作成や避難訓練を実施している。			
● 自主防災活動の体制が十分でない地区では、避難場所や避難経路が認知されておらず、連絡網や要配慮者への避難誘導体制も確立していない。	・ 住民目線のソフト対策として、各地区で自主防災組織の設立や勉強会の開催、マイハザードマップ作成や地域防災マップを活用した防災訓練等の取組を支援	引き続き実施	市町、県 九地整
● 最新の洪水浸水想定区域等を踏まえた避難計画や避難場所等を反映したハザードマップが作成されていない。	・ 想定し得る最大規模の降雨を想定し、隣接する市町、県、国等関係者が連携して広域避難計画及び避難場所などを検討し、地域防災計画に反映	H29年度より 順次実施	市町、県 九地整
● 広範囲かつ浸水深が大きい浸水被害に対して、避難所の不足や避難所の選択が必要となるものが想定されるが、市町、県、国が連携して県や市町の境を越えた広域的な避難計画、支援体制の検討が十分に行われていない。			
● 想定し得る最大規模の降雨が発生した場合には、避難場所や避難路が浸水し使えないおそれがある。	・ 民間事業者等との災害時における一時避難場所としての施設利用に関する協定等の締結	引き続き実施	市町
● 帰宅困難者や観光客（外国人を含む）等の安全を確保するための支援体制やリアルタイムの災害情報等の情報発信に向けた体制が十分に検討されていない。	・ 帰宅困難者や観光客（外国人を含む）等への情報提供及び一時的な保護について、観光協会、商工会議所、鉄道事業者等との連携及び調整を実施し、支援体制を検討	引き続き実施	市町、県
災害時の被害を最小化するための着実なハード整備と水防災組織活動の充実			
1) 河川管理施設の整備・活用に関する取組			
①洪水を安全に流すためのハード対策及び危機管理型ハード・ソフト対策			
○ 昭和28年6月西日本水害以降、上流部では松原ダム及び下釜ダム、中流部では大石分水路や原鶴分水路、久留米市東櫛原地区において築堤などの整備を進めてきた。			
○ 現在、計画断面に満たない堤防に対し、早期に嵩上げを実施するため、中・下流部で堤防整備等を実施している。事業の実施にあたっては、福岡県及び佐賀県と事業進捗等の情報共有や連携を図っている。			
● 筑後川の河川整備については、近年の洪水被害や上下流バランス等を考慮しつつ、計画的な河川整備を実施しているが、施設能力を超える洪水が発生するおそれがある。	・ 洪水を安全に流すためのハード対策として流下能力対策（堤防整備・河道掘削等）を実施	引き続き実施	県 九地整
	・ 危機管理型ハード対策として天端の保護及び裏法尻の保護を実施	H28年度より 順次実施	九地整
	・ 松原ダム及び下釜ダムにおいて、危機管理型運用方法を検討	H28年度より 順次実施	九地整
②既存施設の活用			
○ 河川堤防は浸水域より高い位置にあるため、洪水時には、避難路・緊急輸送路としても利用可能であり、主要地方道などと円滑なネットワークを構築することで、大規模災害時において、被害を最小限にすることも可能となる。			

○：現状の取組状況 ●：今後の課題

現状の取組状況及び課題		概ね5年間で実施する取組	目標時期	取組機関
●	● 河川堤防と主要地方道などとの円滑なネットワークの構築に向けた、関係機関との連携・調整が行われていない。	・ 防災ステーションの活用、避難路や復旧資機材の輸送ルート確保としての河川堤防と主要地方道などとのネットワーク構築の検討	H29年度より 順次実施	市町 九地整
	● 水防資機材の備蓄を行う側帯や、緊急車両が堤防上を往来するための離合場所の整備等、緊急復旧や水防活動のための検討・整備が十分ではない。	・ 水防資機材の備蓄を行う側帯や、緊急車両が堤防上を往来するための離合場所の整備など、緊急復旧や水防活動のための検討・整備	H29年度より 順次実施	市町 九地整
	③ポンプの運転調整			
○	○ 堤防の決壊や越水に伴う甚大な被害の発生を防止するため、排水ポンプの運転調整について、市・県・国からなるポンプ運転調整会議を開催し、情報共有を行っている。			
●	● 堤防の決壊や越水に伴う甚大な被害の発生を防止するための、排水ポンプの適切な運転に向けた情報共有が十分にできていない。	・ 洪水時に堤防の決壊や越水に伴う河川水の氾濫による甚大な被害発生を防止するため、排水ポンプの適切な運転調整に向けた情報共有体制の構築	引き続き実施	市町、県 九地整
2) 水防に関する取組				
①河川の巡視				
○	○ 現在の堤防の高さや幅、過去の漏水などの実績などから、水害リスクの高い箇所を早期に発見するため、あらかじめ水防上特に注意を要する区間を定め、重要度に応じて重要水防箇所として指定し、公表している。また、洪水に対しリスクが高い区間を設定し、関係機関等と情報共有を行っている。			
○	○ 平常時に水防活動の効率化を図るため、市町、県、関係機関、国等で洪水に対しリスクの高い区間の合同巡視を実施している。また、洪水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。			
●	● 河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者間の情報共有や連絡体制が十分ではない。また、その情報が自主防災組織や住民まで伝わっていないおそれがある。	・ 河川巡視等で得られた情報について、水防団や関係機関との情報共有の円滑化に向けた訓練の実施	H28年度より 順次実施	市町 九地整
②的確な水防活動の推進				
○	○ 国管理区間では、洪水時に重点的に巡視点検が必要な箇所などを記載した水防情報図を作成し、水防活動について、水防管理者（市町）、水防団・消防団等、県等の水防関係者と情報共有を行っている。			
●	● 河川の増水状況や住宅地の浸水状況等、水防団が的確かつ効率的な水防活動を行うための河川情報やライブ映像等の提供が十分ではない。	・ 的確かつ効率的な水防活動を実施するため、水害リスクの高い箇所にCCTVや簡易水位計の設置・検討 ・ 水防活動の重点的に効率よく実施するために、堤防の縦断方向の連続的な高さについて、より詳細に把握するための調査を実施し、越水に関するリスクが特に高い箇所を特定し、水防管理者と情報共有を図る	H28年度より 順次実施	市町、県 九地整
③水防資機材の整備				
○	○ 洪水時等における円滑かつ効果的な緊急復旧活動を行う拠点として、久留米西部河川防災ステーションを整備している。			
○	○ 久留米市東部に、作業ヤード、ヘリポート等を備えた久留米東部河川防災ステーション（仮称）の整備に向けた検討が進められている。			
○	○ 水防資機材については、水防管理団体が水防倉庫等に備蓄している。また、水防管理団体等が備蓄している資機材は、水防連絡会を開催し情報共有を行っている。			
●	● 広範囲かつ長時間の浸水被害が発生した際、資機材の運搬路や効果的な配置計画、作業ヤードを確保するうえで、防災拠点の整備不足が懸念される。	・ 作業ヤード、ヘリポート等を備えた久留米東部河川防災ステーション（仮称）の整備に向けた検討を実施	引き続き実施	市 九地整
●	● 水防団等と河川管理者が連携して的確な水防活動を実施するための、資機材に係る情報共有が十分ではない。	・ 迅速な水防活動を支援する新技術を活用した水防資機材の情報共有・配備	H28年度より 順次実施	市町、県 九地整
●	● 大規模災害を想定した緊急復旧や水防活動等への備えが十分ではない。	・ 民間事業者等との水防活動に関する協力協定、資機材等提供に関する協定の締結	引き続き実施	市町 九地整

○：現状の取組状況 ●：今後の課題

現状の取組状況及び課題	概ね5年間で実施する取組	目標時期	取組機関
④排水施設・排水資機材の操作・運用			
○ 水門、樋門等の操作点検や講習会を出水期前に実施するとともに、出水時には操作規則に基づき開閉操作を実施している。			
○ 排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は、平常時から定期的な保守点検を行うとともに、常時、災害発生に備えた出動体制を確保している。			
○ 災害発生時には、排水ポンプ車を派遣し、排水活動を支援している。			
● 大規模災害発生時には、不測の事態により、十分機能を発揮できないおそれがある。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水門、樋門等の安全で確実な操作のための遠隔化の検討、整備 ・ 水門、樋門等の操作状況が確認できる回転灯等の検討、整備 	引き続き実施	九地整
● 想定し得る最大規模の降雨による浸水に対して、速やかに的確な排水作業を行うための排水ポンプ車等の配置に関する効率的な排水計画（案）の作成や迅速な排水活動を行うための訓練が行われていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速かつ的確に排水するための排水計画（案）の作成 ・ 排水計画（案）に基づく排水訓練及び関係機関との合同訓練の実施 	H28年度より 順次実施	市町、県 水資源機構 九地整
⑤災害発生時の市町等への支援			
○ 大規模災害時の被害拡大、二次災害の防止を目的に、管内すべての市町村（20市13町1村）と応援に関する協定を締結し、情報連絡網の構築、現地情報連絡員（リエゾン）の派遣、施設の被害状況調査（TEC-FORCEの派遣）、災害応急措置などを迅速に実施できるよう災害に備えている。			
○ 水資源機構では、災害支援窓口を設置するほか、災害時には、排水ポンプ車や可搬式浄水装置を派遣するなど、地域経済活動の早期復旧に繋がるよう支援している。			
○ 気象台では、災害発生時やその後の応急復旧活動時等において、防災関係機関の活動を支援するために、速やかに「災害時気象支援資料」を関係機関に提供している。			
● 大規模災害を想定した訓練が十分実施されていないため、水害時に関係機関が連携した情報共有、現地災害対応等ができないおそれがある。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害時にリエゾン及びTEC-FORCEの派遣及び市町、県の受入が迅速に対応できるよう連携・協力体制の確保 ・ 県や市などの組織を超えた大規模災害等にも適切に対応するため、広域的な視点から市町、県の防災計画策定を支援 	引き続き実施	市町、県 九地整
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町、県が実施する防災訓練に、公益事業者、国等が参加し、大規模災害を想定した訓練を実施 	H28年度より 順次実施	市町、県 水資源機構 気象台 九地整
⑥水防体制の維持・強化			
○ 水防団等では、水防資機材の備蓄、水防工法の訓練や伝承、河川巡視や重要水防箇所の周知など、日頃より水防体制の維持・強化に取り組んでいる。			
○ 九州防災エキスパート会と連携し、水防工法の伝承、水防工法訓練を実施している。			
● 水防団員の高齢化、減少傾向が続いており、集中豪雨など大規模災害に対応できる体制、装備、教育訓練などが十分に備えられていないことが懸念される。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防団員の人材確保、育成に努めるとともに、組織の再編など活性化を図る ・ 九州防災エキスパート会等と連携し、水防工法の伝承、開発及び水防工法訓練を実施 	引き続き実施	市町、県 九地整